

## 第1回宮崎県教科用図書選定審議会 会議概要

- 1 日時  
平成31年4月23日（火） 午前10時から正午まで
- 2 場所  
宮崎県企業局1階 県電ホール
- 3 出席者
  - (1) 委員（20名出席）  
瀬戸山由香里委員、菅朋教委員、木村淳子委員、田中美津枝委員、黒木龍委員、  
富永陽子委員、松田律子委員、阿部泰宏委員、長倉修委員、渡勝委員、  
島崙善真理委員、黒木美弥委員、瀬戸口恵美子委員、河原国男委員、福田亘博委員、  
大山江里子委員、佐藤公洋委員、西府茂樹委員、中嶋由香委員、榎木真知子委員
  - (2) 事務局  
教育次長（教育振興）、義務教育課長、特別支援教育課長、義務教育課長補佐、  
義務教育課主幹（義務教育・学力向上担当）、特別支援教育課主幹（企画指導担当）、  
義務教育課副主幹、義務教育課指導主事（計画担当、義務教育・学力向上担当）、  
特別支援教育課指導主事（企画指導担当）
- 4 議事内容
  - (1) 県教育委員会あいさつ
  - (2) 委員及び事務局職員紹介
  - (3) 教科用図書選定審議会について
  - (4) 会長及び副会長選出
  - (5) 会長及び副会長あいさつ
  - (6) 議事
    - ア 報告
    - イ 諮問
      - ① 小学校及び中学校（県立以外）用教科用図書について
      - ② 県立中学校及び中等教育学校（前期課程）用教科用図書について
      - ③ 小学校及び中学校の特別支援学級用教科用図書について
      - ④ 特別支援学校の小学部及び中学部用教科用図書について
      - ⑤ 採択の公正性、透明性について
    - ウ 質疑
  - (7) 今後の審議会開催計画
  - (8) その他
- 5 要旨
  - 義務教育課課長補佐が、本審議会の役割等について説明した。
  - 委員の互選により、河原国男委員が会長、菅朋教委員が副会長として、選任された。
  - 義務教育課長が、県教育委員会から本審議会への諮問事項について説明を行い、質疑応答が行われた。
  - 義務教育課主幹（義務教育・学力向上担当）が諮問事項1、2の答申作成の考え方及び諮問事項5の採択の公正性、透明性について、特別支援教育課主幹（企画指導担当）が諮問事項3、4の答申作成の考え方について、それぞれ説明し、審議が行われた。

## 6 主な質疑内容

### (1) 諮問事項について

<小学校及び中学校（県立以外）用教科用図書について>

Q： 小学校及び中学校の教科書について、どのような流れで採択が進むのか。

A： 資料14ページにある教科書採択事務の流れに沿って進む。

まず、宮崎県教科用図書選定審議会のもとに、専門調査員を置き、文部科学省検定済みの教科書の調査研究を行う。その県の研究内容を参考にしながら、県内6地区の採択地区協議会ごとに専門委員が調査研究を行い、その結果を各地区の教科書採択地区協議会に報告する。教科書の採択についての協議が各採択地区ごとに行われ、その後、各市町村教育委員会ごとに教科書採択を行う仕組みになっている。

Q： 諮問事項1の(2)に関して、4つの基準と、3つの観点を設定して、調査研究を進めていくという説明があったが、昨年度までの基準・観点と違いはあるか。

A： 基準・観点は17ページに記載しているが、「採択の基準」、「道徳科の観点」についてはこれまでと大きな変更はない。

各教科の観点については、2の「内容や指導の充実」の観点について、新しい学習指導要領において重要視されている、子どもたちが「どのように学ぶのか」、そして「何ができるようになるか」という視点を考慮し、これまでと違った観点にしている。

Q： 中学校の採択替えについて、次年度、学習指導要領の改訂に伴い、改めて採択を行うこととなるので、今年度は、簡便な採択を行ってはどうか、という説明があったが、あらためて調査研究を行う必要はないのか。

A： 採択については、もちろん、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に行う必要があるが、今年の3月に、文部科学省から出された通知では、採択について、「4年間の使用実績を踏まえつつ、平成27年度採択における調査研究の内容等を活用することも考えられる」との考え方も示されている。よって、県教育委員会としては、簡便な方法をとるため、前回の調査研究を生かし、あらためて調査研究を行う必要はないと考えている。

<小学校及び中学校の特別支援学級、特別支援学校の小学部及び中学部用教科用図書について>

Q： 今年度は、小学校において全教科の教科書採択が行われるということだが、特別支援学校の小学部で使用する教科書については、どのような流れで採択が進むのか。

A： 採択の予定については、資料14ページにある教科書採択事務の流れに沿って進む。特別支援学校で校内教科用図書選定委員会を設定し、希望教科書を申請し採択していく流れである。

<採択の公正性、透明性について>

Q： 「情報の積極的な公表」に関して、「開かれた採択の一層の推進」に努めるとの説明であったが、具体的には、県そして地区はどのようなものを公表するのか。

A： 県としては、選定審議会員及び専門調査員の名簿、研究資料、選定審議会における議事の概要などを公表する。また、採択地区協議会においても、資料の18ページにあるように、議事録、採択結果、採択理由、研究資料などを公表するよう努力義務が課されている。いずれも、採択に関する説明責任が果たせるよう、教科書の特徴が明瞭に分かるような採択基準を設け、研究を進めていくことが重要であると考えている。